

あっせん・仲裁の費用は？

申立手数料 * 申立人11,000円(消費税込)

申立時に**申立人**にお支払い頂きます。申立が受理された後は原則として返還しませんが、例外として相手方が1回も出席されずに終了した場合に限り、半額をご返還します。

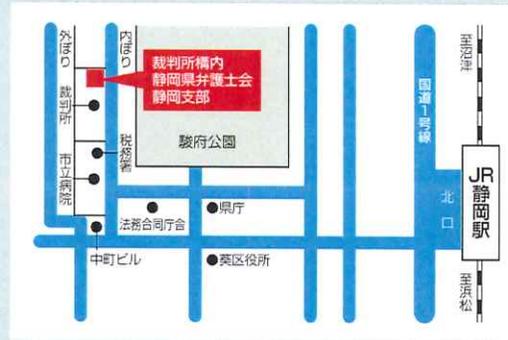
成立手数料

和解が成立した場合、仲裁判断がなされた場合、和解契約書・仲裁判断書に記載された解決額を基準として、次の割合の成立手数料を**申立人と相手方が按分して**お支払い頂きます。按分の割合は、あっせん・仲裁人が決定します。

* 申立人・相手方が双方按分して—

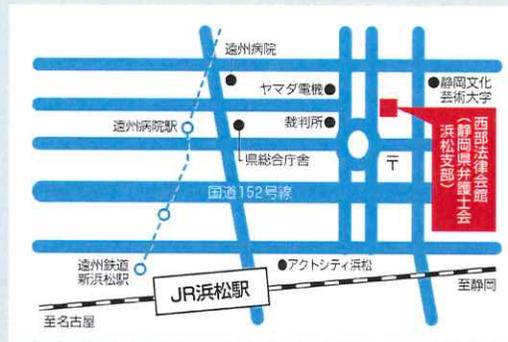
- 100万円まで
8% + 消費税
- 100万円超～200万円まで
(5%+3万円) + 消費税
- 200万円超～500万円まで
(3%+7万円) + 消費税
- 500万円超～5,000万円まで
(2%+12万円) + 消費税
- 5,000万円超～1億円まで
(1%+62万円) + 消費税
- 1億円超～
(0.5%+112万円) + 消費税

ご案内図



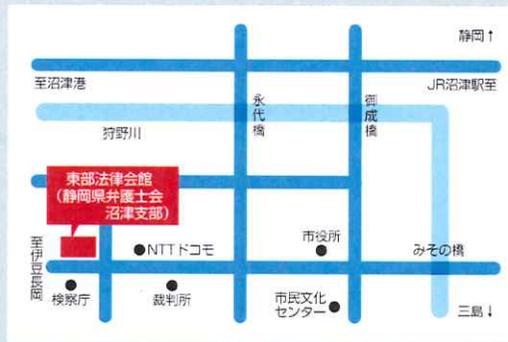
静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008



浜松支部

〒430-0929 浜松市中央区中央1-9-1 TEL.053(455)3009



沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町24-6 TEL.055(931)1848

弁護士会の紛争解決

あっせん 仲裁

身近なトラブルお気軽に

信頼できる弁護士会をご利用ください



*このリーフレットをご覧になってお気軽にお問い合わせください。



静岡県弁護士会
Shizuoka Bar Association

あっせん・仲裁センター



Q&A 早わかり あっせん・仲裁

Q どんなときに利用するのですか？

各種の事故の損害賠償、金銭のトラブル、離婚、相続問題、給料の未払い等、様々な事案に幅広くご利用ください。

Q “あっせん”って何ですか？

あっせんとは、あっせん人があなたと相手方双方の言い分をよく聞いた上で、解決（和解）できるよう努力することです。

Q “仲裁”って何ですか？

仲裁は、双方が仲裁人に判断を任せるという合意（仲裁合意といいます）をした上で、仲裁人の判断に従うことにより紛争を解決することです。

Q どんな人があっせん・仲裁してくれるのですか？

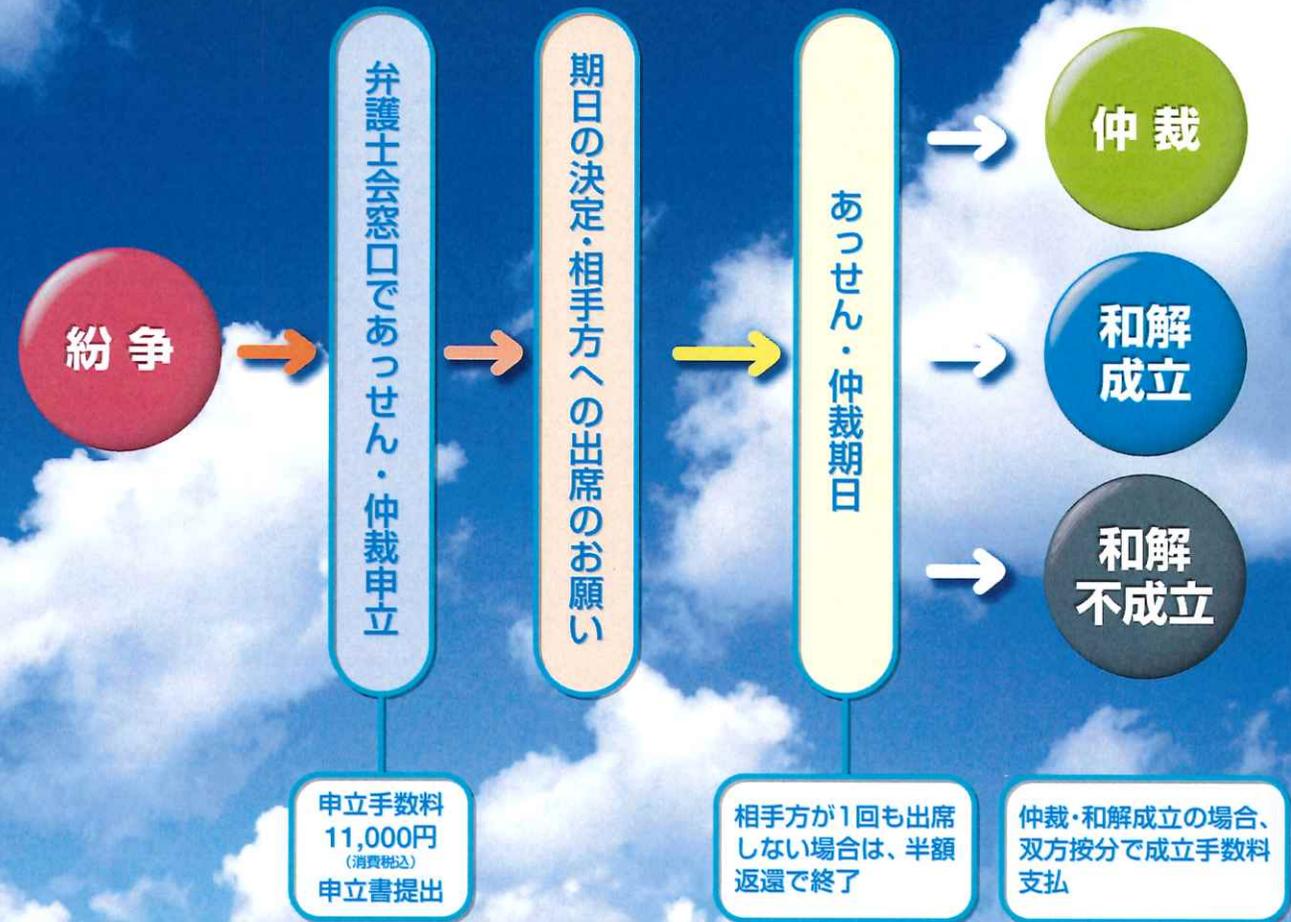
法律・紛争解決の専門家である弁護士（経験5年以上）が、あっせん・仲裁人になります。

Q どのくらい時間がかかりますか？

3ヶ月以内の解決を目指します。
解決の見込みがないときは、手続きを中止（不調といいます）することもあります。

● トラブルの雨のち晴れ…
静岡県弁護士会にお任せください。

申立から紛争解決・和解までのながれ



※ ADRの申し込みには、先に弁護士の法律相談を受けることをお勧めします。弁護士会各支部にお問い合わせ下さい。